

第 3 号 議 案

平 成 2 6 年 度

亀岡市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成26年度亀岡市簡易水道事業特別会計
補正予算（第1号）

平成26年度亀岡市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ179千円を
減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
166,921千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」に
よる。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為を
することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行
為」による。

平成26年11月27日提出

亀岡市長 栗山正隆

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		千円 214	千円 △179	千円 35
	1 繰越金	214	△179	35
歳入合計		167,100	△179	166,921

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 管理費		千円 105,224	千円 △179	千円 105,045
	1 施設管理費	105,224	△179	105,045
歳出合計		167,100	△179	166,921

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
簡易水道施設管理等業務委託経費	平成 26 年度から 平成 27 年度まで	千円 6, 400